# 学区外通学を希望される皆さんへ

があります。 学区外通学を認められること する学校を指定しています。 に関する規則」により、通学 する場合、指定の学校以外へ ただし、下表の事由に該当 市では「市立学校通学区域

# 相談・問/学校教育課

**☎**525-3782

### ■学区外通学を希望する場合 「学区外通学許可申立書」と

下表の書類を添付の上、学校

教育課または各支所・茂庭出

## ページで様式を取得できます。 所・茂庭出張所、市ホーム

個別に事情をお伺いして判断 学区外通学を希望する場合は、 しますので、ご相談ください。 その他、特別な理由があり



学区外通学の主な許可基準				
事由	許可対象	申立時期	許可期限	添付書類
他学区に家を新築中などで、転居 予定先の学区の学校へ通学する	○小・中学生 (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	転居まで	工事契約書などの写し (保護者名、新築中の家 の住所、引き渡し年月日 が分かる部分)
他学区へ転居したが、高学年のた め引き続き従前の学校へ通学する	○小学校5年生(第2学 期以降)·6年生 ○中学校2年生(第2学 期以降)·3年生	転居届出時	小・中学校 とも卒業まで	_
他学区へ転居したが、学期末のた め引き続き従前の学校へ通学する	<ul><li>○小・中学生</li><li>(第1学期は6月20日以降、第2学期は11月23日以降、第3学期は12月24日以降)</li></ul>		当該学期終了まで	_
保護者が共働きなどのため、児童 を預ける親類・知人宅などの住所 地の学区の学校へ通学する	○小学生のみ (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	小学校卒業 まで (中学校では 不可)	※保護者の「勤務証明書」 ※「児童預かり承諾書」
保護者が共働きなどのため、児童 を預ける放課後児童クラブの所在 する学区の学校へ通学する				※保護者の「勤務証明書」 ※「児童入会証明書」
保護者が自営業で営む店舗などへ 児童が下校するため、その店舗など の所在地の学区の学校へ通学する				※保護者の「勤務証明書」

張所へ提出してください。

なお「学区外通学許可申立

ついては、学校教育課、各支 書」および下表※印の書類に

于四个地方以上的门门至十				
事由	許可対象	申立時期	許可期限	添付書類
他学区に家を新築中などで、転居 予定先の学区の学校へ通学する	<ul><li>○小・中学生 (入学予定者を含む)</li></ul>	随時 (入学予定者は 来年2月から)	転居まで	工事契約書などの写し (保護者名、新築中の家 の住所、引き渡し年月日 が分かる部分)
他学区へ転居したが、高学年のた め引き続き従前の学校へ通学する	○小学校5年生(第2学期以降)·6年生 ○中学校2年生(第2学期以降)·3年生	転居届出時	小・中学校 とも卒業まで	_
他学区へ転居したが、学期末のた め引き続き従前の学校へ通学する	○小・中学生 (第1学期は6月20日 以降、第2学期は11 月23日以降、第3学 期は12月24日以降)		当該学期終了まで	_
保護者が共働きなどのため、児童 を預ける親類・知人宅などの住所 地の学区の学校へ通学する	○小学生のみ (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	小学校卒業 まで (中学校では 不可)	※保護者の「勤務証明書」 ※「児童預かり承諾書」
保護者が共働きなどのため、児童 を預ける放課後児童クラブの所在 する学区の学校へ通学する				※保護者の「勤務証明書」 ※「児童入会証明書」
保護者が自営業で営む店舗などへ 児童が下校するため、その店舗など の所在地の学区の学校へ通学する				※保護者の「勤務証明書」

# 作品募集 第70回福島市発明くふう展

集しています。ぜひご応募ください。 日常生活から生まれた創造性豊かな作品を募

問/産業交流プラザ ☎525-4022

## 応募区分

●小学校の部:市内に通学する小学生

②中学校・高校の部:市内に通学する中学生 高校生

#### 募集作品

※規定の大きさを超えるもの、 縦・横・高さが全て1m以内、 品でないものは審査対象外。 重量が20kg以内 オリジナルの

# ■申し込み方法

学校を通じてお申し込みください。

#### 表彰

●小学校の部:18点

②中学校・高校の部:4点 作品展示

コラッセふくしま3階企画展示室

· · · 1010 月月 2423 日日 (日) (土) 午前10時~午後2時午前10時3分~午後4時

般の部については、県発明協会主催の第67

回福島県発明展への応募となります。 / 県発明協会



**☎**024—959—3351